

## 反社会的勢力排除に関する誓約書

当社(私)は貴社との取引に伴い、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者(以下、総称して「反社会的勢力」という。)でないことを確約し、以下の通り誓約致します。

なお、本誓約書にて誓約した事項については、本誓約書提出以前に貴社との間で締結した一切の契約及び本誓約書提出以降に当社・貴社間で締結する一切の契約(以下「当社・貴社間の契約」という。)について適用されることを当社は了承します。

1. 当社は、当社・貴社間の契約に際し、反社会的勢力に該当しないこと、および次の各号に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを誓約します。
  - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 当社は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを誓約します。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を越えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準じる行為
3. 当社は、自らの下請または再委託先業者(下請または再委託先が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ。)が第1項に該当しないことを確約し、将来にわたっても同項もしくは第2項各号に該当しないことを誓約します。
4. 当社は、当社・貴社間の契約に関する下請または再委託先業者が前項に該当することが契約後に判明した場合には、直ちに下請または再委託先業者との契約を解除し、または契約解除のための措置をとるものとします。
5. 当社が前各項に違反した場合、貴社が当社・貴社間の契約を私に何らの催告なしに直ちに解除しても当社は異議を述べないことを確約します。
6. 当社は、前項により当社・貴社間の契約を解除された場合、貴社に対して一切の損害賠償請求を行わないことを確約します。
7. 本誓約書に記載した事項の確認にあたり、貴社が必要と判断した場合において、当社は、貴社の求めに従い、必要な説明の実施や情報提供に応じることを確約します。

2024年 月 日